日 調 連 発 第 １ ４ 号
平成２５年４月１７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

測量法第３４条に基づく作業規程の準則の一部改正について(参考送付)

この度、法務省民事局民事第二課から、標記についての情報提供がありましたので、別添を参考までに送付します。

国地企指第　37号
平成25年4月1日

法務大臣　殿

国土地理院長

作業規程の準則の一部改正について（通知）

今般、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が、平成25年3月29日付け国土交通省告示第286号（別紙1参照）により改正されましたので、通知します。

なお、改正概要及び測量計画機関における必要な対応は、別紙2のとおりです。

法務省
5.4-3
376

（本文）

○国土交通省告示第二百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（平成二十年国土交通省告示第四百十三号）の一部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

別紙 2

作業規程の準則の一部改正について

1. 主な改正内容について

① 準天頂衛星に対応

準則では各種測量に GPS 衛星（米国）と GLONASS 衛星（ロシア）が利用できる規定となっていました。今般、準天頂衛星について、位置精度及び利用の有効性が確認できたことから、GPS 衛星を補完する衛星として利用できるようになりました。

② 空中写真撮影作業の標準化

ほとんどの空中写真の撮影作業実施時に GNSS/IMU 装置を用いていることが確認できました。そのため、GNSS/IMU 装置を用いた撮影及び外部標定要素を用いた調整計算を標準としました。

③ 図化作業の標準化

数値地形図作成の図化作業において、図化機の使用状況を作業機関に確認したところ、ほとんどの作業機関で「解析図化機」及び「座標読取装置付アナログ図化機」は使用されていないことが確認できました。そのため、図化作業について「デジタルステレオ図化機」の使用を標準としました。

④ 航空レーザ測量における情報レベル 500 での数値地形モデル作成を規定

準則では航空レーザ測量において、地図情報レベル 1000、2500、5000 レベルでの数値地形モデル作成について規定をしていました。近年、地図情報レベル 1000 より詳細な数値地形モデル作成実態の増加から、新たに地図情報レベル 500 での作成を規定しました。

今回の一部改正に関係する書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。新旧対照表も掲載しています。

http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/

2. 作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を準用している測量計画機関における対応について

測量法第 33 条第 1 項に基づく公共測量作業規程について、作業規程の準則を準用して定めている測量計画機関においては、改正された内容の準則を引き続き準用する場合、今回の準則の一部改正に伴う作業規程の変更承認申請手続は必要ありません。

3. その他

本改正の内容を、貴機関の関係部署へ周知願います。

＜問合せ先＞
担当　　国土地理院企画部測量指導課　　技術専門員　　藤本　和彦
公共測量係長　宮本　純一
〒305-0811　茨城県つくば市北郷１番
TEL. 029(864)1111（内線 3241, 3253）　FAX. 029(864)1658
E-mail　koukyou@gsi.go.jp

参考

公共測量

公共事業を行う上で、測量は必要不可欠なものです。公共用地取得・管理のためには測量が必要です。道路新設・河川改修等の各種計画及びその後の管理のためには、地図や図面を作らなければなりません。

このように、国又は公共団体等（以下、「測量計画機関」といいます。）は、常に公共事業に伴う測量・法定図書に必要な地図の作成等の業務を実施しています。これらの業務を「公共測量」といい、測量によって得られる結果を「公共測量成果」といいます。また、「公共測量」は、測量法（昭和24年法律第188号）により規定されています。

公共測量作業規程

公共測量成果は、その後の公共事業の基礎となることから、正確なものでなければなりません。そのため、測量計画機関が公共測量を実施しようとする際は、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について規定した作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります。作業規程の内容を変更する際も同様です。

作業規程に基づき測量を実施することにより、その後行われる各種事業に安心して利用できる測量成果を得ることができます。

作業規程の準則

測量は、専門的で内容が広範囲にわたるため、国土交通大臣は、公共測量作業規程の一般的な規範（手本）として、測量法第34条に基づき「作業規程の準則」を定めています。測量計画機関は、公共測量作業規程の作成の際に、「作業規程の準則」を読替準用し利用することができます。

作業規程の準則を読替準用することにより簡単に、作業規程を定めることができます。

作業規程の準則全文・新旧対照表は「国土地理院ホームページ」に掲載しておりますのでご確認ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index2.html

公共測量の申請書等を インターネットで作成できます。

かんたんに!

公共測量 申請書作成サイト

http://psgsv2.gsi.go.jp/shinsei/mainApplication.aspx

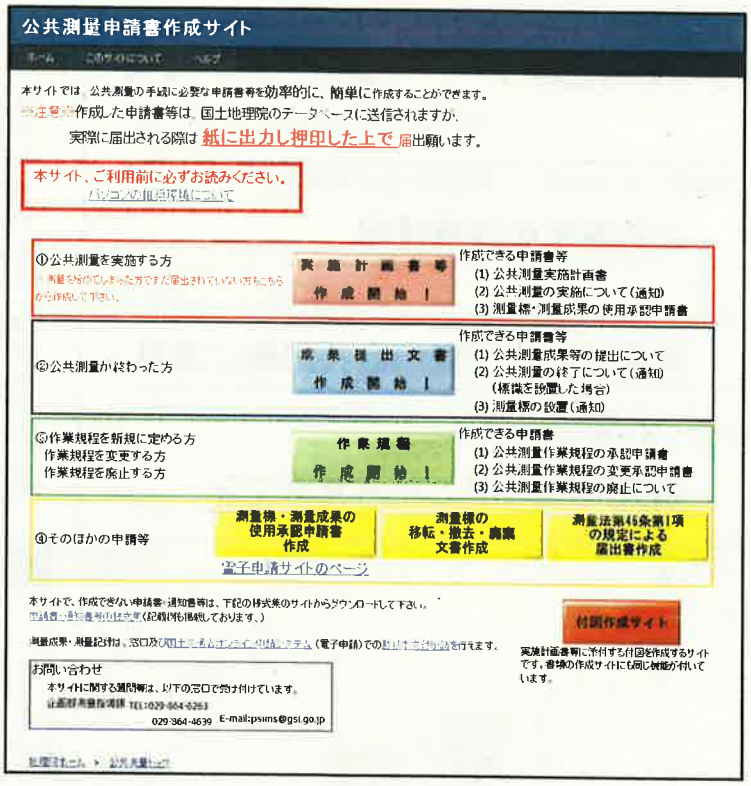

★ 5つのメリット ★

時間短縮・ミス軽減!
書類の不備がなくなります!
特定のアプリはいりません!
入力データを一時保存できます!
過去の届出情報を利用できます!

作成できる申請書等

公共測量の実施前に

公共測量実施計画書・公共測量の実施通知
測量標・測量成果の使用承認申請書(国土地理院の基準点・地図を使う場合)

3種類の文書をまとめて作成できます!

公共測量が終了したら

公共測量成果提出文書・公共測量の終了通知
測量標の設置通知(基準点を設置した場合)

3種類の文書をまとめて作成できます!

計画前に定めます

公共測量作業規程の承認・変更の各申請書

お願い

作成した文書は**紙**に出力し**押印**の上提出ください。

公共測量実施計画書

測量法第 36 条の規定により下記のとおり計画書を提出します。

平成○年○月○日

○○市長



押してね!

公共測量 検索

公共測量に関する最新情報は、ホームページをご覧ください。

国土地理院

使えます

公共測量成果

周辺　過去

公共測量の計画の際は、公共測量情報を確認

あなたに役立つ測量成果があります

公共測量データベース

http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/

計画機関の発注実績・作業機関の受注実績確認もできます

公共測量の詳細情報

検索結果から

測量成果※を閲覧・公共測量に活用

※一部閲覧できないものもあります

既成の公共測量成果を利用すると

測量期間短縮・コストダウン

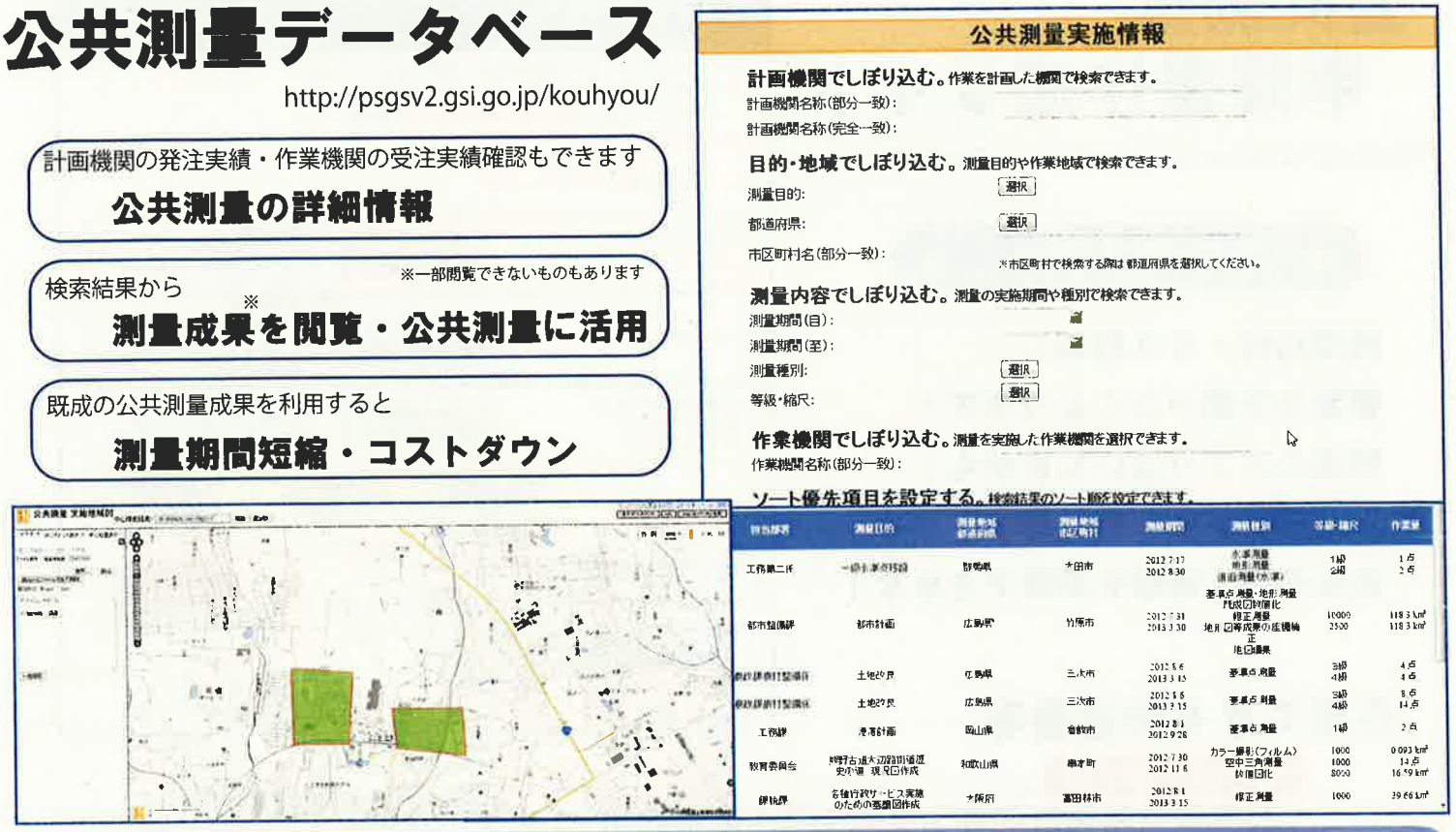

お問い合わせは、
お近くの地方測量部又は支所へ



北海道地方測量部　011(709)2311　内線4520
札幌市北区北8条西2丁目1番1　札幌第1合同庁舎

東北地方測量部　022(295)8611，8544，8566
仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号　仙台第3合同庁舎

関東地方測量部　03(5213)2053，2062
千代田区九段南1丁目1番15号　九段第2合同庁舎

北陸地方測量部　076(441)0888，0933
富山市牛島新町11番7号　富山合同庁舎

中部地方測量部　052(961)5509
名古屋市中区三の丸2丁目5番1号　名古屋合同庁舎第2号館

近畿地方測量部　06(6941)4507，4930
大阪市中央区大手前4丁目1番76号　大阪合同庁舎第4号館

中国地方測量部　082(221)9743，9840
広島市中区上八丁堀6番30号　広島合同庁舎2号館

四国地方測量部　087(861)9013
高松市松島町1丁目17番33号　高松第2地方合同庁舎

九州地方測量部　092(411)7916，7881
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号　福岡合同庁舎

沖縄支所　098(855)2595
那覇市樋川1丁目15番15号　那覇第1地方合同庁舎

企画部測量指導課　029(864)1111　内線3253
茨城県つくば市北郷1番　E-mail:koukyou@gsi.go.jp

2013年3月　国土地理院企画部測量指導課

リサイクル適正Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。